

令和5年第1回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 令和5年2月27日
会期 1日間
閉会 令和5年2月27日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
2月27日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明・報告1件 議案第1号及び第2号質疑、経済建設常任委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第1号及び第2号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		本会議	午前11時	議案第1号及び第2号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

※途中のページ抜けは、仕切りとなっている空白のページを省いています。

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (2月27日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
報告第1号の上程、報告	5
議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託	6
議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	8
日程の追加	9
議案第1号及び議案第2号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	10
閉会の宣告	12
署名議員	12

令和5年第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和5年2月27日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和5年2月27日 午前10時00分)

閉 会 (令和5年2月27日 午前11時22分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善

総 務 課 長 宮 城 豊

建設環境課長 花 田 義 徳

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	報 第 1 号	専決処分の報告について	報 告
5	議 第 1 号	令和4年度村営宮城団地改修工事の請負契約の変更について	提 案 説 明 質 疑 ～ 付 託
6	議 第 2 号	大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約の変更について	提 案 説 明 質 疑 ～ 付 託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 第 1 号	令和4年度村営宮城団地改修工事の請負契約の変更について	委員長報告 質 疑 ～ 表 決
2	議 第 2 号	大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約の変更について	委員長報告 質 疑 ～ 表 決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和5年第1回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 平良嗣男議員及び1番 宮城 貢議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（大城佐一） 日程第4 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。
報告を求めます。村長。
（友寄景善村長 登壇）
- 村長（友寄景善） おはようございます。
令和5年第1回臨時会を開催するに当たり、全議員出席の下、開会できますことを心から感謝申し上げます。
今臨時会は報告1件、議案2件を上程しております。御審議よろしく申し上げます。
それでは報告第1号 専決処分の報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月27日提出

なお、専決処分書と変更契約書を添付してございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第5 議案第1号 令和4年度村営宮城団地改修工事の請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第1号 令和4年度村営宮城団地改修工事の請負契約の変更について 令和4年10月6日締結した令和4年度村営宮城団地改修工事の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 既契約金額 金5,920万8,600円
- 2 増 額 金692万1,200円
- 3 合計変更契約金額 金6,612万9,800円

令和5年2月27日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

ガス設備工事の追加等に伴い増額変更の必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

今回の請負契約金額の増額については、主にガス設備工事の新コースの追加となっており、新コースの場合はその都度変更契約が必要となります。

また、工期期限も令和5年3月13日から令和5年3月31日に延長しております。

説明資料に変更箇所対照表等を添付しております。

なお、詳しい内容につきましては、委員会において担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第1号 令和4年度村営宮城団地改修工事の請負契約の変更について質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） お伺いしたいと思います。

この団地の改修工事については、6月の補正予算で7,000万円計上されたと思うんです。この増額変更契約、さきの専決処分の200万円余りと、今回600万円余りのもので計算しますと、増額金額としては800万円ちょっと超していると思うんですよ。今回の工事変更については、ガス漏れ等による工事の追加だということですが、このガス漏れが発生したのはいつ頃ですか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 議員の質疑にお答えします。

ガス漏れが分かった時期が、ちょうど塗装しているときにガスの臭いがするというので、1か所ガス漏れが分かりました。施工中という形になります。施工中で何月まではちょっと覚えていなくて、後で、確認してから委員会で報告したいと思います。基本的には工期中という形です。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 私は総務委員会ですので、委員会ではできないのであえて本会議で聞いているわけです。これは改修工事の施工中でガス漏れが発生したというように解釈すると、当初の7,000万円の予算計上に当たっては非常に過大見積りしていたということにならないですか。ガス漏れ工事は後から発生したものですよね。入札残で充てているかもしれないですが、6月の補正予算7,000万円計上する場合に、この工事7,000万円計上する場合に、その7,000万円の積算ということがどうだったかなということに疑問持っているんですよ。金額が残っているから、これから充てましょうというなら分かるんですよ。しかし、ガス漏れ工事というのは後から発生したものですよね。当初の7,000万円を予算計上する時点ではガス漏れ工事は想定されていないわけです。だからその予算計上の過程において、非常に気になるんですよ、そういう計上の仕方は。それであれば普通は、補正予算が上がってくるだろうと思ってたんですよ。入札残を充てているだろうと。そうすると、7,000万円を計上した最初の工事に関する予算計上の時点では積算はどうだったかなという疑問が出るのは当然の考えだと思うんですが、その辺どうお考えでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 今回の事業に関しましては、沖縄県北部連合促進特別振興対策特別開発事業を活用しております。国庫補助等の事業を取る場合に、概算にやっぱり1年前とかそういうふうな調整がありますので、物価上昇とかいろいろな部分を勘案して、少し上乘せして要求をします。なぜかという、増額の場合だと国が補助事業として認めない場合があるので、多くわざと概算で請求するような形で今回7,000万円になっております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 私が聞いているのはですよ、このガス漏れは施工、工事する中で発生した事案であるわけですよ。それもその当初7,000万円の予算には積算されていたとは考えにくいですよ。これ補助事業の分で多分分かっていますよ。だから予算計上に当たっての皆さんの姿勢を問うているんですよ、今。どうだったかということ。過大見積りされていたんじゃないかという考え方も出るんですよ、それは。さっき言ったように、ガス漏れ工事があった場合は追加の補正予算が出てくるのが普通の在り方なんです。その辺を私聞いているんですよ。これが悪いとか何とかじゃないですよ。ただ、その前後しているものと、予算計上の問題とはちょっとおかしいんじゃないかと、矛盾するんじゃないかということから聞いているわけです。当初の7,000万円を計上するに当たっては、このガス漏れ工事は後から発生したことなんだから、その7,000万円にはガス漏れ工事は含まれていないわけですよ。だからどうしてかなという、感触はだれでもそう思いますよ。その辺の説明を願いたいと言ったんですよ。予算計上に当たって財政課あたりも工事請負費だったらもう審査もしないで、課から要求されているものをそのままさっと計上しているのにすぎないということになると、3月に控えている当初予算などの審議にも大分影響があるから、私は前もってその話をしているわけですがね。7,000万円の予算計上に当たっては皆さんは妥当だと思って計上されていると思うんですよ。しかし、私から見ると後から発生した事案について入札残の予算でやりますよということになっているわけ。形はね、そうするとくどいよ

うですが、最初7,000万円計上したときにあたっての積算がどうだったかなという疑問を持っているわけ。その辺何かお感じであればお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 当初の7,000万円に関しては、その当時概算要求だったので妥当だと思っております。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第6 議案第2号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第2号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約の変更について

令和3年10月29日締結した大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 既契約金額 金8億3,236万8,900円
- 2 増 額 金449万1,300円
- 3 合計変更契約金額 金8億3,686万200円

令和5年2月27日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

建具、土工等の変更に伴い増額変更の必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

今回の請負契約金額の増額については、最終変更契約となっております。

説明資料に変更箇所対照表等を添付しております。

なお、詳しい内容につきましては、委員会において担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） お伺いしておきたいと思います。

この増額変更の中に既に執行済みのものが含まれておりますか。それをお伺いしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） こちらのほうが最終の変更設計となっております。実際には現場のほ

うは毎日動いておりますので、毎日変更が何回か起きております。なので施工はされております。一応その箇所、施工されている部分もあります。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 一部執行済みのものも入っているよね。そうすると、この契約書の中で特約条項の中で、この契約は議会の議決があったときから効力を発するとなっているわけです。執行済みのものまで、この議決から効力を発するわけでしょう。何で執行済みが含まれているかと疑問を持つわけですね。ということは、悪い言い方すると、議会議決前着工されていたという解釈にも取られるんですよ。村長が最終調整いたしますというのは、それは最終調整分かっているんですよ。あと肝心なのは、これから議会の議決を受けようとするものが、議決前に執行済みであるということが問題であるんですよ、私から言うと。そうでしょう。極端に言うと議会無視だと言われたら困るんですよ。最終調整だからと言うことで。最初で請負工事があつたらどうなるかなと、全く一緒。今後こういうことがないように十分気をつけていただきたいと思うんですよ。そうじゃなければ、もっと前もって議案で提案するか、時間的な問題もあつたと思うんですがね。村長、今後十分気をつけて提案するようにお願いしたいと思うんですが、いかがお考えですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 今後、工事契約についてですね、工事契約を経た後に工事が執行させるように指導してまいりたいと思います。そのようにして取り組んでまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は、経済建設常任委員会に付託します。

○ 議長（大城佐一） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時21分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◎日程の追加

○ 議長（大城佐一） ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第1号 令和4年度村営宮城団地改修工事の請負契約の変更について及び議案第2号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約の変更についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第1号 令和4年度村営宮城団地改修工事の請負契約の変更について及び議案第2号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号 令和4年度村営宮城団地改修工事の請負契約の変更について及び議案第2号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第1号及び議案第2号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大城佐一） 追加日程第1 議案第1号 令和4年度村営宮城団地改修工事の請負契約の変更について及び追加日程第2 議案第2号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約の変更についてを一括議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第12号

令和5年2月27日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城 良治

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第1号	令和4年度村営宮城団地改修工事の請負契約の変更について	可決 全会一致
議案第2号	大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約の変更について	可決 全会一致

（宮城良治経済建設常任委員会委員長 登壇）

○経済建設常任委員会委員長（宮城良治） 経済建設常任委員会委員長報告。ただいま議題となりました議案第1号及び議案第2号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として、総務課長及び建設環境課長の出席を求め、本日午前10時30分からの審査をいたしました。

はじめに、議案第1号 令和4年度村営宮城団地改修工事の請負契約の変更について、報告します。

本件は、令和4年第8回臨時会で可決された案件の変更契約であります。

工事名 令和4年度村営宮城団地改修工事、工事場所 大宜味村字宮城地内、変更工事概要は、防水改修工事、外壁改修工事、ガス設備工事等の数量増による増額変更であります。

当初契約額 金57,200,000円、第1回変更額 金2,008,600円、今回変更額 金6,921,200円、合計契

約額 金66,129,800円。

履行期限については、令和5年3月31日まで変更しており、契約の相手は株式会社山城重機となっております。

次に、議案第2号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約の変更について、報告します。

本件は、令和3年第7回臨時会で可決された案件の変更契約であります。

工事名 大宜味村新庁舎建設建築工事、工事場所 大宜味村字大兼久地内、変更工事概要は、建築工事一式等の数量増減による増額変更で最終精算であります。

当初契約額 金832,150,000円、第1回変更 金218,900円、第2回変更（工期変更）、今回の変更金4,491,300円、合計契約額 金836,860,200円。

履行期限については、令和5年3月23日まで変更しており、契約の相手は株式会社丸孝組となっております。

なお、議案第1号及び議案第2号についての質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第1号 令和4年度村宮宮城団地改修工事の請負契約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 令和4年度村宮宮城団地改修工事の請負契約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第2号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 大宜味村新庁舎建設建築工事の請負契約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。
したがって議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。
-

- 議長(大城佐一) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。
したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。
-

◎閉会の宣告

- 議長(大城佐一) これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
令和5年第1回大宜味村議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午前11時22分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員